

後土御門天皇女房奉書（第二紙闕）

実隆公記明応三年
二月二日条貼継

【釈文】

〔端裏銘〕
「仰 明応三正廿五」

申御さたとももの事、二日に御さため候事にて候、御心え候て御申候へと申とて候、かしく、二日^{〔返シ書〕}
にもし雨ふり候は、四日にて候へく候、

【漢字仮名交じり文・現代仮名づかいに直すと】

申御沙汰共の事、二日に御定め候事にて候。御心得候て御申候へと申せとて候。かしく。二日
にもし雨降り候わば、四日にて候べく候。

【現代語訳すると】

申御沙汰のことは、二日にお決めになりました。お心得いただきお伝え下さいと申せとのこと
です。かしこ。二日にもしも雨が降りましたら、四日になります。

【解説】

『実隆公記』明応三年（一四九四）二月二日条に貼り込まれた五通の文書のうちの二通目にあ
たる。正月二十三日条に「抑自禁裏（後土御門天皇）陽明以下申沙汰事、去年雖有御斟酌、於当年者可有哉之由
（近衛政家）被仰之」とあつて、前年は見送られた近衛政家以下の廷臣による酒宴の献上について、今年は
実施するという後土御門天皇の意向が示されている。それから二日後、日程を決定したことを
告げ、その伝達を命じたのがこの女房奉書である。実隆は早速、政家に日程を伝達するととも
に、翌二十六日までには政家以外の「申沙汰人数」である西園寺実遠・徳大寺実淳・花山院政
長・久我豊通らにも報じている。すなわち、実隆はこの件について奉行にあたっていたのであ
る。右にいう五通の文書とは、申沙汰の当日の記述について「兼日儀（四辻春子）勾当書状等続左」と記さ
れてあるように、この間の準備にかかわるものであった。なお、政家らの申沙汰は、長享元年
（二四八七）に花見の宴を献じたのを嚆矢として、同二年から恒例化したもので、手猿楽の張行
を伴うことが多かった。